

改正

パワハラ防止法 完全対応セミナー

こんな悩みをお持ちの方、ぜひご参加ください。

- ✓ 適正な指導をパワハラだといわれて困っている
- ✓ ハラスメントを恐れるあまり、部下に注意・指導ができない上司が増えた
- ✓ カスハラ、スメハラ… ○○ハラが多すぎて対応策に迷う
- ✓ ハラスメントに該当するかどうか判断しきれない案件が多い

『適正な注意・指導』をためらうことなく職場のパワハラを防ぐための対策を習得するためのセミナーです。話題のカスハラの解説から法改正等の動向を踏まえた実務対応までを、わかりやすくお話しします。

パワハラ防止法が2020年4月に施行（中小企業は2年遅れ）されます。会社は、今まで以上にハラスメント防止への取り組みを求められます。取り組みを進める一方、部下を熱心に指導する管理職が『ハラスメント行為者』であると訴えられてしまったら…パワハラを回避したいがために部下への注意をためらう管理職が増えるとしたら…会社にとっては大きな損害です。

本セミナーでは、ハラスメントのない職場環境の作り方をお伝えします。経営者、人事担当者必聴のセミナーです。ぜひご参加ください。

- ▶開催日時 …… 2019年 **12月12日(木)** 13:30~16:00 (開場13:15)
- ▶開催場所 …… 未来経営 3F会議室 (駐車場有り)
- ▶参加費 …… 関与先様 **1,000円** 一般参加者 **3,000円**
- ▶定員 …… 25名様まで
- ▶締切 …… **12月6日(金)**

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。お早めにお申し込みください。

セミナー内容

- ・会社で対応すべき職場のハラスメントの定義
- ・自社のハラスメント発生リスクを知る
- ・ハラスメント行為への対応
- ・会社が講じるべき防止対策
- ・適正な注意・指導とハラスメントの境界線
- ・働きやすい職場環境づくりに必要な取組

講師紹介



奥原 真紀子

- 社会保険労務士(特定 付記)
- 医療労務コンサルタント

参加のお申込は、今すぐファックス ➡ FAX. **0263-32-7684**



✓ 「パワハラ防止法セミナー」に参加します。

ホームページからのお申し込みも可能です mirai-keiei.net

御社名	参加者名	参加人数	1名	2名	3名
ご住所 〒					
メールアドレス	電話番号	FAX			

※受付確認後、弊社より「セミナー参加証」をFAXにてお送りします。